

県立高校へ入学する生徒・保護者のみなさんへ

高校入学時に

学習者用端末のご準備をお願いします

県立高校では、授業や家庭学習において1人1台の端末を活用し、生徒一人ひとりの理解度や関心に応じて学ぶ「個別最適な学び」、他者と協力しながら課題に取り組む「協働的な学び」の一体的な充実を図っています。

こうした学びの中で、生徒の皆さんには、個人所有の端末を活用しながら、データの重要性や活用方法、情報セキュリティなどについて理解を深め、デジタル社会における良き担い手として成長してほしいと願っています。

これらの学びを効果的に進めるため、学習に使用する端末は、原則として、各ご家庭でご準備いただくこととしております。保護者の皆様にはご負担をおかけすることとなりますが、こうした取組の趣旨をご理解いただき、みやぎの子どもたちがデジタル社会で活躍できる人材へと成長していけるよう、ご協力をお願い申し上げます。



学習者用端末の準備に向けた支援のお知らせ

端末の準備にあたり、ご家庭の負担を軽減するため、県教育委員会で用意している二つの支援策についてお知らせします。



端末購入に対する補助金

支援策①

対象者: 令和8年4月に県立高校に入学する生徒・保護者で、
新規に端末を購入した方(入学年度に限り1人1回まで)

購入した端末1台当たり **20,000**円

※ 端末本体価格が20,000円未満の場合は、本体価格を上限として補助します。

- 詳しくは、別紙の「学習者用端末購入支援補助金の申請方法」をご確認ください。

【この補助金は、国の重点支援地方交付金を活用しています。】



貸与端末の利用

支援策②

- ご家庭で端末の準備が難しい場合は、学校が用意する貸与端末を利用することが可能です。
- 学校個別に導入するソフトウェア(教材)費等については、ご家庭で負担していただきます。
- 貸与端末を利用した場合、端末購入に対する補助金は利用できません。(支援の併用利用不可)
- 詳しくは、別紙の「学習者用端末の貸与についてのお知らせ」をご確認ください。

学習者用端末の準備に向けた支援のお知らせ

購入した端末を利用する場合と、学校貸与端末を利用する場合の主な違いについてまとめましたので、検討の際の参考にしてください。

購入端末と貸与端末の主な違い

	個人購入端末	学校貸与端末
端末の所有(管理)者	購入者個人(生徒・保護者)	学校
私 的 利 用	可能 ※1	制約有り
保 証 へ の 加 入	任意加入可	加入不可 (修理費自己負担の可能性あり)
卒 業 後 の 取 り 扱 い	継続して使用可	学校へ返却必須
端末購入支援金利用	可能 ¥20,000 ※2	不可

※1 実際の設定内容は学校により異なります。詳細については学校へお問い合わせください。

※2 端末本体価格が20,000円未満の場合は、本体価格を上限として補助します。

1人1台端末導入に関するQ&A

令和8年3月

Q1. 家庭で用意した端末を利用するメリットは

個人の興味・関心に基づいた学びを、自由度高く行うことが出来るようになります。また、個人端末の活用を通じて、情報の収集・整理・発信といった、将来に必要な情報活用能力を養うことができます。

Q2.すでに個人で所有している端末を、高校で使用することは可能ですか

学校の授業に支障なく使用できることや、ネットワークに接続するための条件を満たした端末については、持ち込みが認められる場合があります。学校ごとに条件等があるため、希望する場合は入学する学校にご相談ください。

Q3. 通信料はだれが負担するのですか

学校内で利用する場合は、学校のWi-Fiを利用することができます。ご家庭で使用する際の通信料については、各家庭にご負担いただくこととなります。なお、学校のWi-Fiを利用する場合には、接続のための手続きが必要です。

Q4.タブレットの代わりにスマートフォンを使用してもよいですか

デジタル教材や教科書等の見やすさ、レポートの作成や編集、シンキングツールやデザインツールの活用、他者との意見共有等の学習にはある程度の画面の大きさが必要なことから、学習活動にスマートフォンを利用することは適さないと考えています。また、校内のWi-Fiには、私物のスマートフォンの接続はできません。

問合せ先

本資料に関することについて

宮城県教育庁教育企画室情報化推進班

TEL:022-211-3612 Mail:kyoikupi@pref.miyagi.lg.jp

学習者用端末購入支援補助金の申請方法

1 端末購入補助金の概要

補助額:購入した端末1台あたり **20,000円**

※ 端末本体価格が20,000円未満の場合は、本体価格を上限として補助します。
端末本体価格には、オプション・保証は含みません。

2 補助金の申請方法 <購入方法により申請方法が異なります>

(1) 本校指定のECサイトから端末を購入する場合

購入後の申請の手続きは必要はありません。

※ 端末購入時に、補助額相当分(上限20,000円)を差し引かれた価格で購入することができます。



(2) 一般販売店・インターネット通販などから端末を購入する場合

後日、申請の手続きを行っていただきます。

※ 申請方法のご案内は4月中旬以降にお知らせします。



重要

- ・ 申請には、レシート・領収書等が必要です。
- ・ レシート・領収書は、端末本体価格が分かるものを準備してください。
- ・ 補助金の受領まで大切に保管しておいてください。

【次に該当する場合は、補助金の交付対象とはなりませんのでご注意ください。】

- 1 令和7年3月31日以前に購入した場合
- 2 個人売買(ネットフリーマーケット・ネットオークション等)で購入した場合
- 3 授業で使用する端末(学校が持ち込みを認めた端末)以外を購入した場合

【お問い合わせ先】

宮城県教育庁 教育企画室情報化推進班 電話:022-211-3612 (平日 8:30~17:15)

学習者用端末の貸与についてのお知らせ

タブレット端末の整備について

県立高校では、1人1台の端末を活用した学びを推進しています。タブレット端末につきましては、原則ご家庭での準備をお願いしているところですが、やむを得ず準備が難しい場合は、学校で用意する貸出の端末を利用することが可能です。



貸与申請に当たっての留意事項

- ・ 貸与端末は、学校推奨の機種、同一のものをご卒業まで利用いただく予定です。
- ・ 学校個別に導入するソフトウェア(教材)費等は、ご家庭で負担していただきます。
- ・ 貸与端末を利用していく中で、当該端末に物理故障・破損等が発生した場合、ご家庭で修理費等負担いただく場合があります。

【注意】貸与端末を利用する場合、端末購入に対する補助金は利用できません。

貸与申請受付期間: 令和8年3月24日(火)から令和8年4月10日(金)まで

貸与申請手続きの流れ

1

サイトへアクセス

下記のURL(二次元コード)から、申請フォームにアクセスしてください。

2

申請

みやぎ電子申請サービスから行います。必要事項を入力し申請してください。

3

貸与の決定

貸与が決定しましたら、学校を通じてお知らせします。(4月中旬頃)

4

端末受領

貸与端末の利用方法等の説明を受けた後、端末を受け取ります。

電子申請はこちらから

宮城県立高校タブレット端末貸与申請(令和8年4月入学生向け)

<https://logoform.jp/f/orZcy>

アクセスができなかった場合は、お手数ですが時間を置いて再度アクセスいただきますようお願いいたします。



申請用(二次元コード)

ご不明点等については、下記連絡先までお問い合わせください。

宮城県教育委員会

【問い合わせ】宮城県教育庁 教育企画室情報化推進班 電話:022-211-3612 (平日 8:30~17:15)